

平成 2 9 年度三木町農業委員会  
8 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成 29 年度三木町農業委員会  
8 月定例会議事録

(会 期) 1 日間  
(開催年月日) 平成 29 年 8 月 22 日  
(会議時間) 13 : 30 ~ 14 : 40  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 16 名

1 番	渡辺 正春(欠席)	11 番	井戸 俊博(欠席)
2 番	佐竹 一夫	12 番	藤澤 勇一
3 番	藤本 義伸	13 番	中川 詰郎
4 番	香西 俊之	14 番	谷井 正隆
5 番	新地 照男	15 番	鎌倉 博之
6 番	溝渕 廣明	16 番	小松 洋子
7 番	松田 隆雄	17 番	鎌倉 守
8 番	香川 県	18 番	高尾 壽一(会長職務代理)(欠席)
9 番	入倉 修一	19 番	脇 博文(会長)
10 番	多田 孝夫		

(事 務 局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

## 事務局

それでは、8月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等25件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、高尾会長職務代理、渡辺委員、井戸委員です。定例会議事録署名委員につきましては、佐竹委員と藤本委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします、今月は議案案件が6件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字藤東山田 17筆 6, 288㎡  
地目：田14筆、畑2筆、他1筆  
譲渡理由：農業廃止  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：氷上字石塚 2筆 890㎡  
地目：畑2筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：隣接地の取得  
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字下氷谷原 1筆 88㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：耕作不便  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字公文明 2筆 3, 061㎡  
地目：田2筆  
譲渡理由：小作地売買  
譲受理由：小作地の取得  
権利：所有権移転売買

番号5 申請地：井戸字高木 2筆 1, 397 m<sup>2</sup>  
地 目：田2筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権 利：所有権移転売買

番号1から番号6の全てにおきまして、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員

番号1については特にありません。

16番委員

番号2について、譲渡人は住職のため農業はしていません。譲受人は隣接地で話がまとまったものです。

13番委員

番号3について、土地の交換と聞いています。

事務局

番号4について、現在譲受人である方が耕作しており、今回小作を解約し売買するものです。  
番号5について、貸し借りの契約満了に伴い、売買の話がまとまったものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字上所 4筆 381.61㎡  
地目：田4筆  
現況：宅地3筆、他1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 664.46㎡  
造成時期：昭和50年頃から

番号2 申請地：池戸字四角寺 2筆 188㎡  
地目：田2筆  
現況：宅地2筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 618.41㎡  
造成時期：平成20年頃から

番号3 申請地：池戸字四角寺 1筆 1,032㎡  
地目：田1筆  
現況：雑種地1筆  
目的：貸資材置場、貸駐車場  
併用地：雑種地 1,332㎡  
造成時期：平成10年頃から

番号4 申請地：池戸字高尾 2筆 260㎡  
地目：田1筆、畑1筆  
現況：宅地2筆  
目的：既存倉庫平屋建 1棟  
造成時期：昭和55年頃から

番号5 申請地：田中字中 2筆 136㎡  
地目：畑2筆  
現況：宅地2筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 422㎡  
造成時期：平成19年頃から

番号6 申請地：田中字中免 1筆 161m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 412m<sup>2</sup>  
造成時期：平成元年頃から

番号7 申請地：田中字西谷 3筆 301m<sup>2</sup>  
地目：畑3筆  
現況：宅地3筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 374m<sup>2</sup>  
造成時期：昭和48年頃から

番号8 申請地：氷上字下氷谷原 1筆 371m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：長屋住宅2階建 1棟  
併用地：宅地等 626.79m<sup>2</sup>

番号9 申請地：井戸字高木 1筆 280m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 148.76m<sup>2</sup>  
造成時期：昭和49年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

番号5は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

番号6は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

番号7は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

番号8は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

番号9は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字荒木 4筆 5, 299㎡  
地目：田4筆  
現況：田4筆  
目的：分譲住宅2階建 18棟  
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：鹿庭字出水 1筆 1, 224㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字十川境 2筆 1, 053㎡  
地目：田1筆、畑1筆

現 況：雑種地 2 筆  
目 的：駐車場  
既存車庫平屋建 1 棟  
権利の種類：使用貸借権設定  
併 用 地：宅地 2, 557.42 m<sup>2</sup>  
一 時 転 用：平成 23 年 1 1 月から平成 26 年 1 0 月

番号 4 申 請 地：田中字中免 1 筆 242 m<sup>2</sup>  
地 目：田 1 筆  
現 況：雑種地 1 筆  
目 的：駐車場  
権利の種類：賃貸権設定  
併 用 地：宅地 1, 202.77 m<sup>2</sup>  
一 時 転 用：平成 27 年 3 月から平成 30 年 2 月

番号 5 申 請 地：氷上字下氷谷原 1 筆 122 m<sup>2</sup>  
地 目：田 1 筆  
現 況：田 1 筆  
目 的：長屋住宅 2 階建 1 棟  
併 用 地：宅地等 875.79 m<sup>2</sup>  
権利の種類：所有権移転売買

番号 6 申 請 地：下高岡字駒足 2 筆 500 m<sup>2</sup>  
地 目：田 2 筆  
現 況：田 1 筆、宅地 1 筆  
目 的：新築住宅平屋建 1 棟  
権利の種類：使用貸借権設定  
造 成 時 期：平成 19 年頃

番号 7 申 請 地：井戸字熊田 3 筆 2,333 m<sup>2</sup>  
地 目：田 3 筆  
現 況：田 3 筆  
目 的：工場平屋建 1 棟  
資材置場  
駐車場  
併 用 地：雑種地 3, 569 m<sup>2</sup>  
権利の種類：所有権移転売買

番号 8 申 請 地：井戸字高木 1 筆 486 m<sup>2</sup>  
地 目：田 1 筆

現 況：田 1 筆  
目 的：農業用倉庫 2 階建 1 棟  
権利の種類：所有権移転売買

番号 1 について説明します。

番号 1 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

番号 2 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 3 について説明します。

番号 3 は、本人から本人が代表役員を務める法人への使用貸借権の設定になります。当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。平成 23 年に駐車場として、一時転用の申請がされておりました。しかし、期間が過ぎても現状のまま利用されており、その是正のために今回永久転用という形で申請がなされたものです。

番号 4 について説明します。

当該申請につきましては、すでに造成され駐車場として使用されています。平成 27 年に一時転用の申請がされております。また、一時転用の期間中ですが、地権者との話がまとまったこともあり、永久転用の申請が出されたものです。

番号 5 について説明します。

番号 5 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。4 条申請番号 8 と関連しまして、所有者が替わるため、5 条申請となっています。

番号 6 について説明します。

番号 6 は、親子間における使用貸借権の設定になります。当該申請につきましては、一部無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありません。

番号 7 について説明します。

番号 7 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 8 について説明します。

番号 8 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いいたします。

2番委員

それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について去る、平成29年8月10日(木)の午前8時30分から4条申請9件、5条申請8件につきまして、協会長、高尾職務代理人、渡辺委員、佐竹委員(当番委員)、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、2、3、4、5、6、7、9、5条申請、番号3、6です。こちらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

事務局

4条申請番号1について、地元委員欠席のため事務局より説明します。

番号1については、宅地を拡張したのは、申請者の父で、すでに亡くなっております。当時自宅が狭かったこと及び農業をしていて農業用施設として、物置等を所有農地に農地法の許可を得ることなく造成しました。また、当時共有名義であった方も亡くなり、その相続手続きをしていたころ、現況と登記地目が違っていることが判明したために、その是正のため申請されました。すでに造成されていることもあり、周囲の影響等ないものと思われます。また、水利組合や地元土地改良区の意見ももらっており、問題ないものと判断されます。

12番委員

4条申請番号2、3については、平成10年頃に県営ほ場整備を行っており、当初の事業計画の中で、近い将来宅地にするということで、非農用地として設定することができるという法的なところがありまして、その土地について、今現段階で正式に転用申請をするものです。関係する水利組合、土地改良区の同意ももらっており、問題はないものと思います。

4条申請番号4については、所有農地について香川県農地機構を利用するというので、無断転用が発覚したため是正するものです。

7番委員

4条申請番号5、6、7について所有者はそれぞれ違いますが、先ほど藤澤委員さんが説明された番号4と同様、香川県農地機構を利用するというので、無断転用が発覚したため是正するものです。また、関係する水利組合、土地改良区の同意ももらっており、問題はないものと思います。

13番委員

4条申請番号8について、申請者が行うアパート経営のためで、特に問題はないと思います。

## 事務局

4条申請番号9について、申請地はすでに造成され、宅地の横にあり、車庫、物置として使用されています。造成時期から何十年も経っており、周囲農地への影響があったという報告もなく、関係する水利組合、土地改良区から問題ないという意見をもらっており、問題ないものと判断されます。

## 9番委員

5条申請番号1について、現場は平井幼稚園の西側で特に問題はないと思います。水利組合等の同意も得ております。ただ、水利組合から質問があり、業者が、決裁金を持ってきたので受け取ったのだが、農業委員会の許可は受けているのかということなんです。後日、農業委員会で決まるので、許可前に決裁金を受つとていいのかという質問でした。

## 19番委員

5条申請番号2について、譲渡人の父が亡くなり相続したが、田んぼの中に竹が生えている状態で、そこへ譲受人が太陽光発電をするという形になりまして、所有権移転するものです。

## 7番委員

5条申請番号3について、申請地は基盤整備をしており、一時転用をしていましたが、今回永久転用をするということです、排水等についても、特に問題はありません。

## 10番委員

5条申請番号4について、譲渡人が今まで譲受人に一時転用をして貸していたのを、永久転用するものです。

## 13番委員

5条申請番号5について、譲受人がするアパートへの進入路とするもので、特に問題ありません。

## 14番委員

5条申請番号6について、親子間での使用貸借権設定になります。水利組合、土地改良区、隣接者の同意ももらっており、特に問題はありません。

## 事務局

5条申請番号7について、申請地は譲受人の東側にあたります。西側にある既存の工場だけでは手狭になってきたため、工場のすぐ東側に新たな工場を建てる計画です。資金計画等も問題なく、隣接の農地の所有者の方にも同意を得ているため問題はないと思われます。

5条申請番号8について、譲受人は認定農業者でこれからも10年以上は農業を行う本人の希望もあり、今の所有している倉庫だけでは手狭ということもあり、申請地に新たに農業用倉庫を建てるということで、譲渡人と話がまとまったものです。特に問題はないと思われます。

会長

ありがとうございました。それでは各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

入倉委員さんが言われた決裁金ですが、県の許可を待たずに、申請する段階でもらっているわけですね。

事務局

そのように聞いております。水利組合が判を押す段階で決裁金を支払ってもらっているということです。

9番委員

許可が下りなかった場合はどうなるんですか。

12番委員

今まで許可が出なかったということはあるんですか、事務局。

事務局

申請者の都合で取り下げたということはあります。そのときは、決裁金の返還手続きをしていると聞いたことがあります。

会長

他に何かありませんか。

6番委員

4条申請の番号9ですが、位置図を見ると前回と同じ場所に思えるのですが、なぜ前回一緒に手続きをしなかったのですか。

事務局

先月の申請者とは別の方です。先月の方の隣接者であり、その隣接立会時に発覚し、今回は正することになりました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さ

んは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 694㎡  
地目：畑  
目的：原野

番号2 申請地：井上 112㎡  
地目：畑  
目的：原野

番号3 申請地：下高岡 95㎡  
地目：田  
目的：農道

番号1について説明します。

番号1については、長年耕作されておらず、農機具用地や車両も入る進入路がなく、周囲の農地も申請者所有で長年耕作が困難となっておりました。そのため、現在、雑木等が繁茂し原野の状態となっているものです。

番号2について説明します。

番号2については、ため池のすぐ東側で災害によりため池が崩れた際に地盤が陥没し復旧困難となっている現状です。そのため、進入路がふさがれ、畑ではありますが、耕作ができず長年放置されており、現在雑木等が生い茂る状態となっているものです。

番号3について説明します。

番号3については、申請地の東側にある農地に入るための農道として使われています。今般農地

の北側にある家を新築するにあたって測量したところ発覚し、この申請地を農道として申請するに至ったものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

1 2 番委員

番号3について、駒足地区ですが、以前ほ場整備を行ったところではないでしょうか。ほ場整備を行ったところは、第1種農地となり、非農地にするのは法的にどうなのでしょう。

1 4 番委員

この場所については、きれいに区画されているように見えますが、ほ場整備は行っていません。

1 2 番委員

わかりました。

3 番委員

番号3ですが、農道ということですが、5条申請の番号6で家を建てるとありましたが、進入路を兼ねるといえることですか。

事務局

5条申請番号6の申請地の隣に家が建っておりますが、その家の前側を進入路として取っており、非農地の申請地はその南側になります。5条申請番号6の東側にある田への進入路となり、別のものです。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規

定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が8件、再設定が2件で合計10件になります。総設定面積は23,930㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積12,196㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。ご審議のほどをよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について

番号1 申請地：井上字馬場 1筆 1,077㎡  
地目：畑1筆  
区分：公売  
買受理由：経営拡大  
開札期日：平成29年8月21日

番号1について説明します。

番号1は、経営拡大のため公売に参加するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井戸字公文明 3,061㎡  
地目：田2筆  
解約日：平成29年8月1日  
解約理由：売買のため

番号2 申請地：田中字中 89㎡  
地目：畑1筆  
解約日：平成29年8月1日  
解約理由：転用のため

番号1について、3条申請番号4にあります。売買のため解約するものです。

番号2について、4条申請番号5で、転用の申請がされるため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：下高岡 595㎡  
地目：田4筆  
解約日：平成29年8月1日  
解約理由：転用のため

番号2 申請地：氷上 9,097㎡  
地目：田8筆  
解約日：平成29年7月10日  
解約理由：経営縮小

番号1について、5条申請番号6にあります転用を行うため解約するものです。

番号2について、借人の経営規模縮小のため解約するものです。解約後は農地中間管理機構に貸出する予定となっております。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

その他、何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_